

健康保険の任意継続

任意継続とは

事業所（会社）を退職すると、健康保険の加入者（健康保険被保険者）の資格を失います。退職後は、「国民健康保険に加入する」、「健康保険の任意継続をする（勤務していたときの健康保険を継続する）」などの方法で、いずれかの医療保険に加入しなければなりません。

健康保険制度では、退職の日まで2カ月以上加入者（被保険者）であった方は、退職した後も引き続き2年間、任意継続被保険者として健康保険に加入することができます。

※ 任意継続は健康保険のみの継続です。年金については、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することになりますので、市区町村役場の国民年金担当窓口、もしくは、年金事務所（旧社会保険事務所）で手続きをお願いいたします。

加入者（任意継続被保険者）となるための要件

- ① 資格喪失日の前日までに「**継続して2カ月以上の加入期間（被保険者期間）**」があり、75歳未満の方
- ② 資格喪失日（退職日の翌日）から「**20日以内**」に申請すること（20日目が営業日でない場合は翌営業日まで）

申請に必要なもの

- ・ 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書
- ・ 印鑑（申出書にご本人が記入される場合は不要です）

※ 被扶養者がいる場合は、被扶養者となる要件により別途添付書類が必要な場合があります。詳しくは、裏面の「**被扶養者届について**」をご覧ください。

※ 資格取得申出書には、退職前にご利用になっていた保険証（被保険者証）の記号・番号を記載する欄があります。資格喪失証明書等で確認されるか、または事前に保険証の記号と番号を控えておいてください。

申出書の提出と保険証の交付

申出書は、お住まいの住所地を管轄する協会けんぽ窓口へ提出いただくか、または郵送をお願いします。（当面の間は、年金事務所（旧社会保険事務所）内の協会けんぽ窓口へも提出できます）

任意継続の保険証は資格喪失日の確認後に、原則として郵送により交付となります。申出書を提出いただいても、すぐに保険証の交付ができない場合がありますのでご了承ください。

※ 年金事務所（旧社会保険事務所）内の協会けんぽ窓口では、保険証の交付はできません。

任意継続被保険者の保険料

1 保険料の納付額

加入者（任意継続被保険者）の保険料は退職時の標準報酬月額により決定されますが、事業主負担分も含めて**全額自己負担**ですので、お勤め時にお給料から天引きされていた金額の2倍となります。（ただし、上限があります）

また、40歳から64歳までの方は介護保険第2号被保険者に該当し、介護保険料を含んだ保険料となります。

※ 保険料は、別紙保険料額表を参照ください。（標準報酬月額が28万円を超えていた場合には上限額28万円となります）

※ **保険料は、原則として2年間変わりません。**保険料率の改定、標準報酬月額の上限額の改定、または介護保険の該当・非該当、住所変更等により変動することがありますが、収入や被扶養者の有無による変動はありませんのでご注意ください。

2 保険料の納付期限

初回の納付期限

初回分の保険料支払期限日は、協会けんぽが指定した日までとなります。保険料は、資格を取得した日の属する月分から発生し、月単位のお支払いとなります。（日割りではありません）

初回の保険料納付書は、加入者の資格取得日によって**2カ月分、または3カ月分同封される場合がありますが、指定された日までにすべてを納付してください。**

※ 正当な理由なく納付期限日までに保険料を納められない場合は、加入者の資格が**加入時までかのぼって取り消しとなります**ので十分ご注意ください。また、その間に保険適用で受診していた場合は、医療費を全額返納していただくことになります。

毎月の納付期限（2回目以降）

毎月の保険料は、月初めに送付される納付書で、**その月の1日から10日までの間に納付してください。**（10日が土・日曜日、または祝日の場合は翌営業日が納付期限となります）

※ 正当な理由なく納付期限日までに保険料を納められないと、納付期限日の翌日で資格を失うこととなり、**保険証は使用できなくなります**ので十分ご注意ください。納付書が届かない、納付書を紛失したという場合は、早急に（10日までの間）協会けんぽへご連絡をお願いします。

3 保険料の納付方法

方法①納付書による納付

コンビニエンスストア



銀行等の窓口

ゆうちょ銀行（郵便局）、農業協同組合、都道府県信用農業協同組合連合会、みずほ銀行、三井住友銀行

※協会けんぽ窓口、および地方銀行・信金・信組等の銀行窓口では納付いただけませんのでご注意ください。

銀行等のATM（現金自動預払機）

ゆうちょ銀行（郵便局）、京葉銀行、埼玉りそな銀行、千葉銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行

インターネットバンキング

⇒ページー 
<http://www.pay-easy.jp/>

モバイルバンキング

⇒モバイルレジ 
<http://bc-pay.jp/>

方法②口座振替による納付

「保険料 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出いただければ、毎月1日（金融機関が休業日である場合には翌営業日）に保険料の口座振替ができるようになり、納め忘れの防止になります。

手続きをしてから口座振替が開始されるまでは、ゆうちょ銀行で3カ月程度、その他の金融機関（地方銀行・信金・信組も対応できます）は翌月、または翌々月からとなります。口座振替が開始されるまでの間は、納付書による納付となりますのでご了承ください。

方法③保険料の前納

保険料を前納すると毎月納付の手間が省けるほか、納め忘れの防止になります。また、保険料が少しだけ割引になります。前納開始月の前月末が納付期限となっておりますので、それまでに前納申し出の手続きをおこなってください。

※ 資格を取得したときの前納分は、資格を取得した月内に納付する必要があります。

※ 保険料を前納した期間の途中で、再就職・死亡により任意継続の資格を喪失した場合は、未経過期間分の還付請求書を提出していただき、保険料をお返します。

6カ月前納

3月から8月までに資格を取得したときの前納期間は次の9月まで、9月から翌2月までに資格を取得した場合は次の3月までの期間となります。前納期間の最終月には、次の6カ月前納納付書を送付いたします。

12カ月前納

資格を取得したときの前納期間は年度末（同年度の3月分）までとなります。前納期間の最終月（3月）には、次の12カ月前（1年度分）の前納納付書を送付いたします。

資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、加入者（任意継続被保険者）の資格を喪失します。

- ① 保険料を納付期限日までに納付しなかったとき（納付期限日の翌日）
- ② 就職し、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき（資格を取得した日）
- ③ 被保険者が死亡したとき（死亡した日の翌日）
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者等になったとき（後期高齢者医療の資格を取得した日）
- ⑤ 加入者（任意継続被保険者）となった日から起算して2年を経過したとき

※ 「国民健康保険に加入する」「健康保険の被扶養者になる」などの理由により、任意にやめることはできません。ただし、保険料を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日で資格を喪失しますので、その後は国民健康保険等に加入することになります。

※ 資格喪失日以降は保険証を使用できません。資格喪失後に保険適用で受診した場合は、医療費を全額返納していただくこととなりますのでご注意ください。

※ 加入者（任意継続被保険者）となった日から起算して2年を経過したときは、その月分（資格喪失予定年月日の属する月）の保険料はかかりませんので、納付書は届きません。

任意継続被保険者の保険給付

任意継続被保険者である間は、原則として在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、埋葬料等）を受けることができます。ただし、傷病手当金・出産手当金は、退職時に継続給付の支給要件を満たしていない場合、支給されません。

その他

1 氏名や住所に変更があったとき

氏名、または住所が変更となった場合は、「健康保険 任意継続被保険者 氏名 住所 変更（訂正）届」を協会けんぽへ提出してください。

2 被扶養者に異動があったとき

被扶養者を追加、または解除するときは、「健康保険 任意継続被保険者 被扶養者（異動）届」に必要な事項をご記入のうえ、協会けんぽへ提出してください。

※ 被扶養者を追加する場合は添付書類が必要な場合があります。詳しくは裏面の「被扶養者届について」をご覧ください。

※ 被扶養者を解除する場合は、解除する方の保険証を添えて提出してください。

3 領収証書の保管

保険料を納付した際に発行される領収証書は、確定申告時等の社会保険料控除の対象となりますので、大切に保管してください。（領収証書の再発行はできません）

※ 口座振替で納付されている方には、1～12月までに口座振替により納付された保険料の「保険料納付証明書」をその年の12月中旬にお送りします。

被 扶 養 者 届 に つ い て

被保険者の3親等以内の親族で75歳未満の方は、一定の条件のもと、被扶養者となることができます。任意継続資格取得時に被扶養者の届け出をおこなう場合は、「健康保険 被扶養者届（資格取得時）」欄にご記入ください。なお、届け出の被扶養者によりまして、下記のような添付書類が必要となります。

1 16歳以上の方を被扶養者とする場合

被扶養者となる方の収入（年金、雇用保険等の収入を含む）が確認できる書類の添付が必要です。

- （ア）年金受給者は、直近の「年金振込通知書（支払通知書）の写し」または「年金の改定通知書の写し」
- （イ）パート・アルバイト等の収入がある場合は、「勤務先の給与証明書」または「直近3ヶ月の給与明細書の写し」など
- （ウ）営業や農業、不動産収入がある場合は、直近の「確定申告書の写し」
- （エ）雇用保険受給者は、「雇用保険受給資格者証の写し」
- （オ）市町村役場が発行する「課税（非課税）証明書」「所得証明書」 など

※任意継続被保険者資格取得申出書の被扶養者届「年間収入」欄には、年金額、パート・アルバイト等の収入額、営業や農業所得額、不動産所得額などのすべての合計額を記入してください。

※被扶養者となる方が学生で、かつ収入が無い場合は、職業欄に学校の種類と学年（高校2年、大学3年など）を記入することで添付書類を省略することができます。

2 被保険者の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）、配偶者、子、孫、弟、妹、以外の方を被扶養者とする場合

その方が被保険者と同居していることを証明できる書類の添付が必要です。

- （ア）市町村役場が発行する「被保険者世帯全員の住民票の写し」 など

3 被扶養者となる方が別居の場合

被保険者の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）、配偶者、子、孫、弟、妹の方を被扶養者とする場合は、被保険者と別居でも構いませんが、この場合、被保険者が被扶養者の生計を維持していることが確認できる書類の添付が必要です。

- （ア）仕送りが振込みの場合は、預金通帳等の写し
- （イ）送金の場合は現金書留の控えの写し など

被保険者と被扶養者の関係、または被扶養者の状況により、上記以外の添付書類が必要となる場合があります。詳しくは、協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階

Tel : 018-883-1800 Fax : 018-883-1544

HP : <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/akita>

各種申請書・記入例は協会けんぽのホームページからダウンロードできます

